

岩倉市認可外保育施設指導調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定に基づき岩倉市が行う児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条、第59条の2及び第59条の2の5に規定する事務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始等の届出)

第2条 法第59条の2第1項の規定による届出は、認可外保育施設設置届（様式第1）によるものとする。

2 法第59条の2第2項の規定による変更の届出は、認可外保育施設内容等変更届（様式第2）によるものとする。

3 法第59条の2第2項の規定による廃止又は休止の届出は、認可外保育施設廃止・休止届（様式第3）によるものとする。

(運営状況の報告等)

第3条 法第59条の2の5第1項の規定による報告は、認可外保育施設運営状況報告書（様式第4）によるものとする。

(立入調査)

第4条 法第59条第1項の規定により、市長は、当該職員をして施設又は事務所に立ち入り、調査又は質問（以下「立入調査」という。）をさせることができる。この場合において、職員に児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条に定める証票を携帯させなければならない。

(改善指導等)

第5条 市長は、立入調査を行った結果、改善を求める必要があると認めるときは、当該認可外保育施設の設置者等に対して改善指導を行うものとする。

2 前項の改善指導は、様式第5により文書をもって行うものとする。ただし、改善すべき事項が軽微なものであると

きは、口頭により改善指導を行うことができる。

- 3 設置者は、前項の通知により市長から特に報告を求められたときは、市長が定める期日までに、当該事項について様式第6により報告しなければならない。

(勧告等)

第6条 前条の改善指導を受けた者が、指定した期日までに必要な改善を行わない場合は、市長は、法第59条第3項に基づく勧告を行うものとする。

- 2 前項の勧告は、様式第7により行うものとする。

- 3 設置者のうち、第1項の規定による勧告を受けた者は、直ちに必要な改善を行い、市長が定める期日までに認可外保育施設改善等報告書(様式第8)を提出しなければならない。

(証明書の交付)

第7条 市長は、第4条の規定による立入調査の結果、当該施設が認可外保育施設指導監督基準(平成14年7月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下この条において「指導監督基準」という。)を満たすものであると認めるとき、又は前条第1項の規定による勧告により当該施設の設置者が指導事項について改善した結果、当該施設が指導監督基準を満たすこととなった認めるときは、施設の設置者に対し、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(様式第9)を交付する。

(公表)

第8条 第6条第1項の勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときの法第59条第4項による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市が発行する広報に登載する方法
- (2) 岩倉市公告式条例(昭和46年岩倉市条例第2号)第2条第2項に定める掲示場に掲示する方法
- (3) 岩倉市ホームページに掲載し、インターネットを利用して閲覧に供する方法

(事業停止命令等)

第9条 法第59条第5項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命じようとするときは、市長は、あらかじめ、愛知県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要すると認めた場合で、あらかじめ愛知県社会福祉審議会の意見を聴く時間的余裕がないときは、法第59条第6項の規定により、前項の手続を経ないで、法第59条第5項の命令をすることができる。

(事故等の報告)

第10条 設置者は、当該施設で事故等が生じた場合は直ちに認可外保育施設事故等報告書(様式第10)を市長に提出しなければならない。

(長期滞在児童の報告)

第11条 設置者は、当該施設に長期間滞在する児童がいる場合は、認可外保育施設長期滞在児報告書(様式第11)を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1（第2条関係）

認可外保育施設設置届

年 月 日

岩倉市長

殿

設置者 住 所
〔主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔名称及び代表者氏名〕

認可外保育施設を設置しましたので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により、別紙のとおり届け出ます。

（別紙内容）

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 建物その他の設備の規模及び構造
- 3 事業を開始した年月日
- 4 施設の管理者の氏名及び住所
- 5 開所している時間
- 6 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 7 届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 8 入所定員
- 9 届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 10 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 11 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 12 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

様式第2（第2条関係）

認可外保育施設内容等変更届

年 月 日

岩倉市長

殿

設置者 住 所
〔主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔名称及び代表者氏名〕

年 月 日付で設置の届出をした認可外保育施設について、下記のとおり変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業開始年月日
- 3 変更事項
- 4 変更内容
(変更前)

(変更後)
- 5 変更事由
- 6 変更年月日

備考 建物その他の設備の規模及び構造上変更が生じたときは、施設平面図（新旧）等関係書類を添付すること。

様式第3（第2条関係）

認可外保育施設 廃止届
休止

年 月 日

岩倉市長 殿

設置者 住 所
〔主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔名称及び代表者氏名〕

年 月 日付で設置の届出をした認可外保育施設について、下記のとおり

廃止 しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出ます。
休止

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 事業開始年月日
- 3 廃止 年月日
休止
- 4 廃止 理由
休止
- 5 休止の場合は、事業再開予定年月日

様式第4（第3条関係）

認可外保育施設運営状況報告書

年 月 日

岩倉市長

殿

設置者 住 所
〔主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔名称及び代表者氏名〕

認可外保育施設の運営の状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により報告します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 建物その他の設備の規模及び構造
- 3 施設の管理者の氏名及び住所
- 4 開所している時間
- 5 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 6 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- 7 入所定員
- 8 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制
- 9 保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- 10 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 11 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 12 その他施設の管理及び運営に関する事項

様式第5（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

認可外保育施設の立入調査の結果について（通知）

年 月 日に実施したあなたの施設に対する立入調査の結果について、下記のとおり通知します。

記

1 立入調査の結果（内容） 別紙（様式第6）のとおり

（改善を要する場合に記載）

2 改善状況の報告

このことについて、指導及び要望した事項について所要の措置を講じるとともに、その改善措置状況等について、別紙報告欄に記入の上、
年 月 日までに報告してください。

なお、改善が図られない場合や回答がない場合は、児童福祉法に基づく事業停止命令や施設閉鎖命令等の措置をとる場合があり得ることをあらかじめ申し添えます。

様式第 6 (第 5 条 関係)

1 指導事項

項目内容	報告欄(改善措置内容)

2 要望事項

項目内容	報告欄(改善措置内容)

※ 判定及び確認事項（施設で記入する必要はありません。）

勧告後立入調査	実施年月日	年 月 日
	担当者職・氏名	
判定及び今後の見通し		
報告徴収年月日	年 月 日	
立入調査年月日	年 月 日	
報告書の文書番号及び年月日	第 号 年 月 日	
状況調書提出年月日	年 月 日	

様式第8(第6条関係)

認可外保育施設改善等報告書

年 月 日

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
代 表 者	
勸 告 事 項	
改 善 状 況	

様式第 9 (第 7 条 関係)

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

様

岩倉市長 印

あなたの設置(管理)する については、認可外保育施設
指導監督基準を満たしているため、その旨を証明する。

記

施設の名称

施設の所在地

事業開始年月日

設置者

管理者(施設長)

市町村による立入調査実施日

証明書交付年月日

当施設は児童福祉法第 35 条の認可を受けていない保育施設(認可外保育施設)として、同法第 59 条の 2 に基づき市町村への設置届出を義務付けられた施設です。

※設置届出先 岩倉市健康こども未来部 こども家庭課

(電話)

※ この証明書の交付にあっては、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、県知事の権限に属する事務を県条例の定めるところにより、岩倉市長が執行しているものである。

様式第10(第10条関係)

認可外保育施設事故等報告書

年 月 日

岩倉市長

殿

住 所
名 称
代表者

次のとおり、(死亡事案・重傷事故事案・食中毒事案・その他)について、報告します。

施 設 名			
施設 の 所 在 地	〒		TEL
設 置 者 名			
設 置 者 住 所	〒		TEL
代 表 者 名	(氏名)		(職名)
管 理 者 名			
管 理 者 住 所	〒		TEL
発 生 日 時	年	月	日 時 分
児 童 名			
生 年 月 日	年	月	日 () 歳 (か月)
性 別	男 ・ 女		
保 護 者 名			
保 護 者 住 所	〒		
保 護 者 連 絡 先	TEL		
診 断 名	: 全治 日		

様式第11(第11条関係)

認可外保育施設長期滞在児報告書

年 月 日

岩倉市長

殿

住 所

名 称

代表者

標記について下記のとおり報告します。

記

1 児童について

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 性 別
- (4) 住所、電話番号

2 保護者について

- (1) 氏 名
- (2) 続 柄
- (3) 住所、電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他(家庭の状況、家庭からの連絡の状況等)